

## 岡崎市成年後見制度利用支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、成年後見人等(以下「後見人等」という。)の報酬請求に対し、必要となる費用を負担することが困難である者に代って市が費用を助成し、もって被後見人等の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (利用対象者)

第2条 後見人等報酬を助成する対象者は、市長が審判請求の申立を行った者(岡崎市に転入したもので、転入前の住所地の区市町村長が審判請求の申立てを行い、前住所地の区市町村から同種の助成を受けていた者を含む。)のうち、次の各号に該当する者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144条)に規定する被保護者及びそれに準ずる低所得者で助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者。
- (2) 当該申立て費用及び後見人等の開始後の報酬を対象者の属する世帯の収入及び資産から控除したとき、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)により算定した、最低生活費を下回る者。

### (報酬助成の申請)

第3条 後見人等報酬の助成を受けようとする者は、後見人等報酬支払申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 家庭裁判所が発行する後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- (2) 後見事務報告書の写し
- (3) 財産目録書等の写し

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは支給すべき報酬の額を確定のうえ、後見人等報酬助成(決定・却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

### (後見人等報酬の支払)

第4条 後見人等の報酬を受けようとする者は、年度内1回又は2回を限度とし、請求月の10日までに請求書を提出しなければならない。

### (報酬額の範囲)

第5条 後見人等の報酬額は、家庭裁判所が決定する後見人等の額とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については、月額18,000円を、その他の者については、月額28,000円を限度とする。

### (届出の義務)

第6条 後見人等報酬費用(以下「助成金」という。)の助成を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき

(2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

(3) その他世帯の状況に変更があったとき

(助成費用の消失)

第7条 被後見人が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の受給資格を消失する。

(1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき

(2) 岡崎市民でなくなったとき(岡崎市が介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、保険者となっている場合、その他法令の規定により援護を行っている場合を除く)

(助成金の返還)

第8条 市長は、虚偽の手段により助成金を受けた者があるときは、助成金をその者から返還させることができる。

2 市長は、死亡時において、相続財産があることが判明したときは、助成金を相続人に対して返還請求することができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

様式第1号

後見人等報酬支払申請書

平成 年 月 日

岡 崎 市 長 様

(被後見人)

住 所 岡崎市

氏 名

印

電 話 番

次のとおり、後見人等報酬支払の申請をいたします。

1 後見人

住 所	岡崎市
氏 名	(男・女)
生年月日	明・大・昭 年 月 日

2 申請理由

--

3 後見内容

--

4 添付書類

- ① 後見等報酬付与の審判書謄本の写し
- ② 後見事務報告書の写し
- ③ 財産目録書等の写し

後見人等報酬助成(決定・却下)通知書

平成 年 月 日

様

岡 崎 市 長 印

平成 年 月 日付けで後見人等報酬助成申請のありました件については、決定・却下します。

1 後見人等

住 所	岡崎市		
氏 名	(男・女)		
生 年 月 日	明・大・昭	年	月 日
電 話 番 号	—		

2 報酬額

円
---

3 却下理由

--